

関口流 柔術 天羽拙翁直傳

中馬玄代山門派久松定基著

柔術極秘圖解


LIBRARY
SEP 04 2013
UNIVERSITY OF TORONTO

序

夫柔術者。武家六藝之最。而所以堅堅其體之法也。何者。射之適鵠。馬之順馭。劍之離合戛擊。槍之進退撞突。砲之中的。一由於體之正耳。凡物。剛則折。柔則屈。其柔者非云柔弱無立。而欲外柔內剛之謂也。非外柔。無以制剛。非內剛。無以臨機應變。古語曰。柔能勝剛。弱能勝強。嗚呼。我國尙武之俗。極天無朽。蠢自有

皇軍征淸之擧。四方同胞之士。競前而無不脩武。吾父執久松定基子。深有志武道。於是著柔術階梯一篇。以爲後進之摸範。嗟吁。人子守身立行者。人臣志義致節者。苟有取。庶幾養忠臣孝子之志氣之一助云爾。

明治丁酉冬十二月

浪速處士　野間猶存撰

目録

通計　拾九形

圖數百十三個

目録終



柔術極秘圖解

久松定基著

○總説

柔術は六藝の父母なり六藝と謂ふは弓馬劍槍砲銃六種の武藝にて此六種の中弓術を修業するにも馬術を修業するにも劍術を修業するにも槍術を修業するにも又砲術を修業するにも銃術を修業するにも此柔術を學び置き此心得を藝の基とせざれば眞に其術を得ざるなり卽ち六藝中の各種の藝術は柔術ありて得らるゝ故是より產み出すが如くなるを以て父母とは謂ふなり今の兵卒が銃を持ちて擊方を爲すに柔軟體操に豫め熟し置くが如し殊に柔術を學ぶ者は柔の文字に能く目を注け柔かなる術なることを深知し置くべし人を伏せ、人を投げ、人に勝つことを要むる術なるが故に動すれば柔の柔たることを忘れ己が持てる力のみを恃み柔術にあらずして剛術と間違ひ本意に叶はぬ事を爲すに至る、斯樣なる間違をせぬやう能々注意すべし柔術と云ふことを解り易く言へば人より仇を仕かくるを術を以て柔

かに受け多くは其敵なる者の力を利用して敵を伏せ或は投るなり語を換へて言へば敵は此方の術に罹り我が力にて我が負を取るなり故に力の弱き者も力の强き者に勝つことを得るなり剛術となれば己の力にて敵に勝つことなれば己よりも敵の力强ければ勝てぬ道理なり夫なれば當然のことにて術とは謂ひがたし呉々も此事は承知し置くべし昔より豪傑が幾人も投付たることありと物の本に記したり、されど持前の力のみにて左樣には投げらるゝものにあらず（偶には怪力ある者もあれども）投げらるゝ者が我が入れたる力にて投げる者の術に乘るなり

柔術の心得あれば心の決斷誠に疾し實に心丈夫なるものなり故に右に記せる六藝に限らず何事にても萬事此柔術の心得あれば腹が居りて決斷が疾く至て心丈夫なるものなり

柔術は從前刀脇差を帶したる頃さへ武藝の基としたり今は武官の外は脱刀にて脇差さへも帶さず短銃仕込杖などあれど人々悉く持つものにあらず商人などに至りては憚りて是等の物を携へ難き場合もあるべし然るに柔術は心得さへあれ

は是等の護身器械を用ゐず何一つ携へずして兇器を持ちたる者にも勝つことを得べし依て此術は我身を保護する爲のものと知るべし今無刀にて旅行などする時偶ゝ途中に於て兇人に出會はは何とせむ此心得なくば誠に危險なるべし依て學び置くことなり

今の體操に長き竹の梢に取つき川を越ゐ又溝などを飛踰ゐ危難を免るゝ爲にもすることあり柔術を學びて我體をこなし充分習熟し置けば危難を免ることをも得べし

柔術を學ぶは獨り護身の爲のみにあらず兼て衛生の爲にも可なり運動の爲にはよきものなり

柔術の名目は種々あり此書に載するものは

居取、　立合、　中段、

要門、　居要門、　捫さばき、

の六部門なり而して此一試合を一本と謂ひ、勝つ方の者を使人、負る方の者を受人と謂ひ、受人を又單に受とも謂ふ、又柔術の通語は取る、受る、掛る、當る、拂ふ、蹴込、投げ、と云ふなり、是等をも心得べし

○居取第一形

此繪の右の方黑き襦袢を着たる者は受人にて即ち負る方の者なり又左の方の白き襦袢を着たる者は使人にて即ち勝つ方の者なり丶以下の繪皆々此心得にて見るべし偖又此繪の外形は襦袢の上に袴を穿きたれど肌には必ず猿股褌を穿くべし睾丸を蹴らる丶ことある故股の間の注意肝腎なり豫め用心すべし偖て何の取合にても其始に双方の間六尺丶即ち一間を隔て丶一禮を爲し丶禮終りて圖のごとく近寄りて對ひ合ひ通例の胡坐にては無く居合腰に膝を組み先づ両手を膝の上に置き拳を握り固めて身搆へを爲し互に透を見合ふことなり丶此居取は先づ受人より右の手を出し使人の胸を取ることなり即ち左の第二圖に示すがごとし能く双方の形容を見るべし受人が先づ使人の胸を取るは圖のごとし右の手を伸ばすと同時に



（第一圖）

居合腰の膝組を解き胸を取るときには圖のごとく右の膝少しく上り左の足は爪立ち左の手は圖のごとく拳を握りて力を籠め居るなり此時使人は少しも體を崩さず居合腰に坐りたるまゝにてあれど受人が取りたる胸の手を拂ひ除くる氣を込め第三圖のごとく右の手にて拂ひ除け素早く第四圖のごとく取り伏せるなり

、此時使人は掛聲を掛く、彼の車力の荷車を挽くに坂路などの力の入るときは「エンサカホイ」と掛聲を出して力の出ると同じく掛聲を掛けざれば充分の力の出でざる故なり此掛聲は開閉の理に由り出すものにて開と聲かけて受人の腕を拂ひ除け此開の聲の餘勢を伏せるまで持ち、伏せるときに閉



（第二圖）

の聲を出すなり開閉は開きて閉づるなり開きたるものは閉づるまで力撓まず、掛聲に開閉を用ゐるは此故なり、此圖を見るべし、受人の體容は前の圖に異らねど使人の右の腕は受人が胸を取りたる其拳の右(受人より見る右)へ握り拳しを掛け大に力入りたり圖の虚点の線は使人が受人の腕を拂ひて廻し來る所の其路跡にて矢の根の尻は向ひ行く方向を示す、即ち右の手にて拂ふと同時に左の手にて受人の右腕を取り、拂ひたる右の手を虚点線の路跡のごとく迅速に右廻しに廻し來つて受人の腕首を握り、之と同時に閉と云ひて受人を伏せるなり、受人は右の腕を拂はれたるときに體を支ゆる重点



(第三圖)

を失ひ、所謂我が力みたる力の爲めに速に倒るるを使人より右腕を取て放たず伏せらるゝなり、此時使人は居合腰の儘にありては受人の腕を取て伏せるに不便なり且つ自分の體の重点を失ひ力の餘勢にて轉ぶも知れぞ、故に圖の如く伏せると同時に右の脚を投げ出すなり、偖て受人は圖のごとき體勢となりて利腕をうつ伏に押へられ自由を失ひて如何ともすることを能はず、此時受人を助くべからざるものとすれば使人は其腕骨を折るなり、斯く迄にすれば腕骨を折るは容易し、受人にして骨を折らるれば接骨も叶はぞ、ブラ〳〵となりて生涯不具なり、何分にも右の手にて敵の腕を拂ひ、左の手にて敵の腕を取り、之と同時に右腕を廻して迅速に敵の腕首を握り伏せることと熟練すべし



（第四圖）

○居取　第二形

互の間六尺を隔て一禮するは前に同じ、夫より圖のごとく近寄り、先づ双方とも両腕を膝の上に置きて透を見合ひ、使人より両腕を伸べて受人の両腕を握る、此圖は横より見たる形にて虚点にて描きたる両腕は伸ばして受人の両腕を握りたる形状なり、斯のごとく握りてより受人の両腕を我が両腕の中間へ外より匕ひ上げに使人は取上げることと次の第二圖に示すがごとし、尤も坐り方は居合腰なり、斯く使人より握りたる腕を受人は拒んで上げさせぬやう為し能ふとは思はるれども拒んで力を入れるほど軽くなりて上りやすく、是亦受人は我力にて我手を軽く上げられ、且つ使人は迅速の働きを為すゆゑ到底上げらるゝことを拒むを得ざるなり


（第一圖）

此圖のごとく受人の両手を使人より上げたるときは使人より其両手を押し、次の第三圖のごとく突き放すなれば、居合腰も解き、右の膝を上げ立かゝる心持あるべし、此居取は坐るには居合腰に膝を組みて坐り立かゝるには片膝を上ぐるは定まりなり、第三圖の受人の両腕を突放すは後ろへ手を突かせて無手のやうにし其透に眉間を撃たんか或は咽喉を締めんかとするなり、此時受人は我體を支へ持つ重点を失ひ、肝腎の両手を使ふこと能はず、後ろへ両手を突きて轉げまいとして坐りたる體を支へ持ち速かに坐り上らんとするなり、此重点といふは物理學上の語にて、立ちたる體にても坐りたる體にても必ず體を支へ持つ重みの集まる中点あり、其中点を持つが故に轉げも倒れもせぬなり、柔術にて相手を轉がし、又は倒すは


（第二圖）

全く其體の重点を外し失はしむるなり、輕業師の綱の上に立つは巧手に重点を取るが故なり、京都の八坂の塔が傾きながら立てあるは此重点を外し失はぬ故なり、併し柔術には一概に轉げぬとも定められぬ、一旦己が轉げて速に相手を轉がし伏せることとあり偖て後ろへ手を突く受人に於ては後ろへ両手を突きたることとも両手は早速に使へず、依て使人の睾丸を右の足にて蹴り拒がんとする覺悟あり使人は然うはさせぬと下腹を押さへて起き返らぬやうにさせ、透を見て眉間を撃つか咽喉を締めんとするなり、第四圖第五圖を見て合点すべし、又第四圖の受人の右の足つき、使人の右の足つきに目を止むべし、又左の足の爪立てたる所をも見るべし



（第三圖）

此場の使人より受人の兩手を我が兩手の中間へ匕ひ上げ突放して兩手を後ろへ突かせ、相人なる受人に透を拵へ、受人は睾丸を蹴らんと心がけ、使人は下腹を押さへて起すまゝとし、且つ眉間を撃たんか、咽喉を締めんかとする其間少しの透なく、誠に神速に心の籠り、力の入りたるものなり、獨稽古をせる者は能く此順次と、透を見ると、拒ぐとのことを記臆し、熟練すべきことなり、坐り相撲すれば手を突かせたれば勝なれどもこれは身動きの出來ぬやうにさせるまでは勝にあらず、偖て是より受人は後ろに突きたる兩手を上げて體を起し、使人の眉間を撃たんとすることと次の第五圖に示すが如くす是を見るや否や使人は亦第五圖のごとく左の腕にて支へ拒ぐ、此拒ぐ手は其手つきのみな



（第四圖）

らず右の手の搆へ矩合、左の足を屈め足先を爪立て右の足を踏しめたる矩合、能く其體勢を見るべし、此左の腕にて支へたるも、利ごろの肱に當て、握り拳に近よせず、受人に握られぬやうにし、却て拒ぎたる手先にて受人の腕を握り取る心搆へあり、右の手は又、受人の二の腕を取る心搆へあるなり、此使人が拒ぎたる手にて受人の腕首を握るは手首を左へ轉して早速の働きにて握るなり、此手は黐の着きたるごとく、引つきて離れず握るなり、第六圖を見よ、受人が左の手を如何にもせずして其儘にてあるは、使人の働き神速にて、如何にする間も無きなり、使人は左の手にて受人の腕首を握るや否や、神速に右の手にて受人の二の腕を取りて動かせず、受人が左



(第五圖)

の手を使はんとする間も有らせず、兩手にて取りたる受人の右腕を、使人より見る右の方へしやくりて、立かゝり受人に左の手を突かせ、取伏せる準備を爲す、受人の者斯樣に使人より兩手にて右の腕を取られゝ、一しやくり、しやくられたれば、左の手は突かずには居られず尙ほ其手を刳り廻さるれば轉がされて轉倒し、取伏せらるゝは當然なり勢ひとして斯くなるものなり下の十五頁目にある第八圖を見るべし神速にするは柔術何れの時も必要なれども特に此使人が拒ぎたる左の手にて受人の腕首を握り、右の手にて二の腕を取り、しやくりて受人に手を突かせ、開と言ひて轉がし、閉と言ひて伏せ押さゆる其間は誠に神速にすべきことなり、次頁の圖を見よ、使人の右の足は受人の右の膝の



（第六圖）

所に掛りたり、斯やうにせざれば兩手にて受人の右腕を取りしやくりても取伏せ難し、是等の處が誠に氣を付けるべき肝腎の處なり使人の體勢の前の第六圖より此第七圖に變る處に能く目を認むべし、而して此圖の使人の右の膝を立てゝ受人の右の膝へ掛けたる樣子、其足つきと又使人の左の足の膝を突きて足先を爪立てたる有さま、是等の足つきにも能々目を認むべし、斯う來れば斯う拒ぎ、斯う拒ぎては斯う掛け、斯う〳〵と目算するは、彼の碁を打ち、將棊を指す心持も同じ、初心の者は一手も見え兼ぬれど、業が進めば二手も三手も先が見ゆるは同樣なり



（第七圖）

此圖は取伏せたる處なり、右の第七圖にて、使人が受人の右腕を両手にて取り、右の足を受人の膝に掛け、開と掛聲を掛けて受人を轉がし倒し、閉と言ひて受人の右腕を押へたる處なり此時使人の右の足は突き、左の足は伸ばし投出し、踏張りて支へ充分に力を持ち、受人の腕を押ゆるにもうつ伏に押へこゝに至るまで左の手にて腕首を取り、右の手にて肱を取り來り何時にても受人の腕の骨の折れるやうにす斯やうにしられたるときは、受人は如何にも斯うにもしられぬ身動きのならぬものなり、此處に受人の両足の屈みたるは轉がされたる時の形ちなり、弱りたれば足を伸すなるべし、此形は八段となれり、能く圖の變り矩合に目を付くべし



（第八圖）

○居取　第三形

右の黒き襦袢を着たるは受人にて、左の白き襦袢を着たるは使人なり、これは双方の間六尺あけて一禮をしたる後ち、近よりて何れも居合腰に膝を組みて坐り、両手を握り拳にして力を入れ、互に膝に置きて透を見合ひたる所なり

是より受人は第二圖のごとく両手を伸べて使人の胸を取り、咽を締めて咽笛に當て悶絶をさせんとす使人は堪らぬ故第三圖に示すが如く受人が自分の胸を取りたる左右の両手の中間へ自分の両手を圖のごとく上げ入れ、第四圖のごとく受人の両手を拂ひ除け、却て受人の胸を両手にて取返す、受人は拂はれたる両手にて神速に使人の両肱を取る、此變化する間の膝つきに目を認むべし、又使人が足を爪立てたる處



（第一圖）

を見るべし、使人は兩肱を取られたるを以て第五圖のごとく、受人の胸を取りたる右の手を外し左の手にて受人の腕の番ひを取る、是に於て受人は第五圖のごとく右の足を伸べて使人の睾丸を蹴らんとす、使人は睾丸を蹴られてはならじと右の手にて睾丸の前を押へ覆ひ、これを拒ぎ、夫より受人の右の足先の力の緩みたるを見て己が右腕を己が受人の腕の番ひを取りたる左の手の下を潜らせ第六圖に示すがごとく上げて、受人が己の腕の番ひを取りたる腕を摑み取り第七圖のごとく引伸べて立上り左の手を放ちて受人の咽を締め、開と掛聲を掛けて第八圖のごとく引倒すなり、斯くなれは受人は咽を締められ咽笛を害はれ絶入ることなり卽ち負なり、



（第二圖）

此圖は受人が使人の胸を取たるを使人は胸を取られたる受人の両手の間へさし入上げ其手を拂ひ除け、神速に受人の胸を取返さんとする處なり



（第三圖）

此圖は使人が受人の己の胸を取りたる両手を拂ひのけ神速に受人の胸を取返し受人は拂のけられたる両手にて使人の両肱を取りたる處



（第四圖）

此圖は使人より受人の胸を取りたる右の手を外し受人の右腕の番ひを取り受人も亦使人の左腕の番ひを取り、使人は右へ體を開き、受人は使人の睾丸を蹴らんとするを使人は右の手にて覆ひ防ぐ處



（第五圖）

此圖は使人が其左の手と受人の右の手とにて互ひに腕の番ひを取合ひたる其両手の下を、右の手を潜らせ、受人の右の腕首を握り、其手を引のはし左の手にて受人の襟へ掛けんとする處



（第六圖）

此圖は使人が受人の右の腕首を取て引伸べ、左の手にて受人の咽を立上つて締め付け、神速に引倒さんとする處にて、開と掛聲もて掛くる處なり



（第七圖）

此圖は右の圖に示せし處にて開と掛聲を掛け使人は神速に體を後とへ退き、受人の右の手首を取り、左の手を咽へ掛けたるまゝ閉と言ひて引倒したる處なり、斯のごとく咽へ手を掛くればく息を止めること易し



（第八圖）

○居取 第四形

此居取は例のごとく六尺を隔てゝ一禮をしたる後ち前のごとく對ひ合はずして圖のごとく横に列ぶなり、尤も居合腰に坐することなり、手も亦圖のごとく膝の上に置くなり、夫より使人は左に坐したることゆゑ首を右向け、受人は右に坐したることゆゑ首を左向け、顔と顔と見合ふや否や、受人は右の手を伸べて使人の右の腕首を取り、引寄て左の手を伸べ、使人の咽喉に掛け第三圖のごとくにぐッと引寄せ、次に第四圖のごとく尚も引寄せて膝を上げ、立上りさまに開と掛聲を掛



(第一圖)



(第二圖)

け、第五圖のごとく閉と言ひて引倒すなり、これも左の手が使人の咽喉へ掛りたるもゑ息を止め絶入らすること容易なり、此處の圖は受人が使人の右の腕首を取り引よせ、左の手を咽喉へ掛て引よせる處なり


(第三圖)

此圖は右の圖のごとく引よせたるを尙はも引よせ受人は膝を上げ立上りさゑ閉と聲かけて引倒さんとする處なり、能く双方の體勢に目を認むべし


(第四圖)

此圖は受人が右の第四圖のごとく右の手にて使人の右の腕首を取り、左の手を使人の咽喉へ掛け右へ引よせて膝を上げ、立上らんとして立上りさま開と掛聲を掛け、少し體を後とへ退きて閉と言ひ使人を引倒したる處なり、斯くなれば使人即ち負けたる方は如何ともし難く、咽喉を締められて息絶入るか、又は腕の骨を折らるゝか相手より自由にしらるゝなり受人が使人を引よせて此處に至るまでの神速なる働き方能々心得べし、又此時受人の體勢、左膝の突き方右の足の踏はり方にも、能々目を認むべきなり



第五圖

○居取　第五形

これも前のごとく六尺隔てゝ一禮をしたる後ち受人は右、使人は左へ列び合ひ、互ひに首を廻して見合ひ、受人は左の手にて使人の右の腕首を取り使人は右の腕首を取らるゝや否や直ぐ左の手にて受人の左の腕を取り、取られたる右の腕首を外し第四圖のごとく體を轉して立ち腰になり、左の手にて受人の左の手を取りながら、第五圖のごとく右の膝を突き左の足を伸べて蹈張り右の手を伸べさま閉と掛聲を掛け閉と言ひて受人の左の耳際を押し、勝を取るなり



(第一圖)



(第二圖)

此圖は受人より左の手にて使人の右の腕首を取りたるを使人は神速に左の手にて受人の左の腕、卽ち己が右の腕首を取りたる腕を取る處なり

此圖は使人が受人の左の腕を取るや否や其腕を握り締め、己が取られたる右の腕首を外し直ちに圖のごとく右の膝を立て、左の膝を突き、右の手は先づ立てたる右の膝に置き、聲掛けて第五圖のごとく受人の耳際を押さんとする處なり


(第三圖)


(第四圖)

此圖は使人が前の圖のできより、閉と掛聲を掛けて右の手を伸べ、閉と言ひて受人の左の耳際を押したる處なり、斯くして使人より受人の左の手を引けば、受人の左の腕は抜けるべし依て使人は勝なり

借て居取といふは居つて取る故居取と云ひ、立合は立合ふて取る故立合と云ひ、中段は居取と立合の中間のもの故中段と云ひ、要門は特に必要のもの故要門と云ひ、其居りて取るもの故に、居要門と云ひ、柄捌は柄を執られたるを捌く術なる柄捌と云ふなり、術は以下の圖形と説明とを見て知るべし



（第五圖）

○立合第一形

居取は坐りて取るなれども立合は立ちて取るなり、何れも初めは六尺隔てゝ一禮を爲し夫より居取にては近寄りたることとなるが此立合は居取の時のごとく直ぐ近よらず遠く筋かひに對ひ合ふなり、室の內にて取れば八疊敷にても六疊敷にても譬へは東の方に使



(第一圖)



(第二圖)

人が居り西の方に受人が居り、向合ふて近より第二圖の如く受人は使人の腕を取り神速に體を廻して使人の頸の後ろより左の手を掛け、開と掛聲を掛けて第四圖のごとくに引倒すなり第一圖に矢の形ちを書きたるは近より合ふ方向を示したるなり、又第二圖第三圖第四圖のそれ〳〵の足つき能々目を認めて見るべし



（第三圖）



（第四圖）

○立合　第二形

これも初めは右の立合第一形に變らず、東と西とより見合ひて近より、此圖のごとく使人より左の手にて受人の右の手を取り上げ足つきは圖のごとくにて

夫より第二圖のごとく使人は體を右へ廻はし神速に右の足を向ふへ廻はすと同時に右の手にて受人の肱の處を取り開と掛聲を掛けて第三圖のごとく引倒すなり、引倒したる處の體勢能々見るべし



（第一圖）

此圖は使人が前の圖のごとく受人の腕を取り上げたるより體を廻はして神速に右の足を向ふへ出すと同時に受人の肱の處を取り、閉と聲かけて引倒すところ

此圖は右の圖の體勢より既に掛聲をかけて引倒し閉と言ひて押へたる處なり、斯くする上は受人の腕を折ることは自由なり、依て受人は負けなり、誠に勝負の速き取方なり、


（第二圖）


（第三圖）

○立合第三形

此取方は一禮濟みて後ち室の一方より圖のごとく受人は先に立ち使人は後になり向ふへ進み行き、夫より第二圖のごとく、使人は圖のごとき體勢にて右の手を伸ばし、受人の襟がみを取り、取るや否や神速に左の足先を受人の左の足先に掛けると同時に左の腕を受人の肋三枚へ當て、第三圖のごとくし神速に又第四圖のごとく體を沈めて左の足を突き右の足を蹈み締め、力を入れて開と掛聲をかけ第五圖のごとく



(第一圖)



(第二圖)

受人の體を刎ね上げ第六圖のごとく投伏せるなり、投伏せて後も使人は右の手を離さず、咽喉を締めて悶絶さするも自由なり

何れの圖も第一圖より第二圖、第二圖より第三圖、第三圖より第四圖、第四圖より第五圖、第五圖より第六圖と、次々手つき、足つき、體つきに目を認むべし



(第三圖)

右の第三圖は使人より受人襟かみを後ろより取り左の腕を受人の右肋三枚へ當て、此第四圖は身を沈めて引つつかんとする處にて、開と掛聲を掛けるところなり



(第四圖)

此圖は使人が受人を引かつぎ上げたる處なり

使人の右腕の襟がみ取りたる有さま、左の腕を曲げて當てたる有さま、腰つき、足つき能々見るべし



（第五圖）

此圖は使人が受人を投げ伏せて尙ほ其手を放たぬ處なり、双方の體勢に目を認むべし



（第六圖）

○立合　第四形

此第一圖は前の第三形の初と同じく一禮すみたる後ち同じ方より受人が先になり、使人が後ろになり、少しく



(第一圖)

進みて使人より第二圖のごとく受人を後ろより兩手にて抱き、受人は第三圖のごとく兩手にて使人の腕首を取り自分の胸の處まで上げ、足も開きて踏ばり、神速に使人の左の手のみを取り、體を轉して引き倒し第四圖の體勢の如くし使人は如何にともなす暇なければ受人の爲すまゝになり居り、受人が第五圖のごとく腹を踏みかゝる時、放たれたる右の手にて受人の右の足を持ち起き上つ



(第二圖)

て第六圖のごとく神速に右の手にて受人の足を取り、同時に左の手にて胸を取り、足つきは右の膝を突き、左の足を投げ出し、開と掛聲を掛け、第七圖のごとく受人の胸を取りたる左の手を伸ばし右の手に取りたる足を引き仰向けに引き倒すなり、此時使人の左の膝を突き、右の足を伸べて踏ばりたるところ能々見るべし、

これは使人が先づ負けたるやうなれども引倒されたるのみにて咽喉へ掛けられたるにてもあらず、腕の骨を折らるゝ場合にも至らず、依て負けにあらず、使人が起返つて受人を引倒したるは左の手を咽喉へ當てたることも悶絶さするも自在なり、依て使人の方勝となるなり、此取方は余程面白し、變化を爲すところ能々見るべし



（第三圖）

此圖は受人が使人の左の手を取り引たふしたる處なり、使人は引き倒されたる處ゆゑ足を屈めて居るなり



（第四圖）

此圖は受人が取りたる手を放し使人の腹を蹈むを使人は右の手にて受人の右の足を取り起上る處なり



（第五圖）

此圖は使人が受人の足を右の手にて取り、起上つて受人の胸を左の手にて取り、右の膝を突き、左の足を投げ出し開と聲かけて第七圖のごとく引き倒さんとする處なり



（第六圖）

此圖は右の第六圖の體勢にて使人は開と掛聲をかけ、此圖のごとく受人の胸を取りたる左の手を伸べ、右の手にて受人の足を引き左の膝を突き右の足を伸べて蹈ばり、引き倒したる處なり



（第七圖）

○中段　第一形

此取方は中段の取り方なり、立合と同じく立ちて取れども、立合とは異ふ所あるなり、これも例のごとく一禮を爲し、一室の一方と一方とより向ひ合ひて進みより尤も手は此圖のごとく袴の紐の處に置くなり、下に記したる矢の形ちは互に進み向ふ方向を示すなり夫より双方互ひに透を見合ひ受人は右の手を伸べ使人の腕の肱の處を取り、此時両方とも股を開くなり卽ち第二圖のごとし、受人は第二圖のごとく使人の腕を取るや否や第三圖のごとく既に取りたる使人の腕の腋下へ手を曲げて入れ、又神速に入れたる左の手を伸ばし、取りたる受人の左の手を引き、體を轉して投げ伏せるなり





(第一圖)

此圖は使人と受人とが近寄り、受人より右の手にて使人の右の手を取りたる處なり、足の開き方、足先の有處能く見るべし



（第二圖）

此圖は受人が使人の右の手を取りたるまゝ體を轉して左の手を曲げ使人の左腋下に入れたる處なり



（第三圖）

此圖は使人の右の手を受人より取り受人の左の手を使人の腋下へ曲げて入れたるを伸はし引き倒さんとする處なり



（第四圖）

此圖は受人が使人の右の手を取り、左の手を腋下へ入れ、開と掛聲を掛けて引き倒し、閉と言ひて押し伏せたる處なり、斯くすれば手を折ること自在なり



（第五圖）

○中段　第二形

此圖は前の中段第一形と異らず、一禮終りて一室の一方と一方より向ひ合ふて近寄りたる處なり、矢の形ちは向き合ひて近よる方向を示すなり、是より受人は左の手を伸べて使人の左の手を取り第二圖のごとくし、使人は受人より左の腕を取らるゝや否や右の手にて受人の左の手の肱の處を取り、受人が取りたる手を外すと使人も受人の左の腕を取り返し第三圖のごとくし夫より使人は受人の左の手の肱の處を取りたるを放して伸べ、其手を受人の肋へ當て、右の足を受人の後ろへ廻し、閉と掛聲をかけて第四圖のごとくし、第五圖のごとく閉と言ひて引き倒すなり



（第一圖）

此圖は受人が左の手を伸べ使人の手を取りたる處なり能く足つきを見るべし



（第二圖）

此圖も使人より右の手にて受人の左の手の肱の處を取り受人より放たれたる左の手にて受人の左の手を取りたる處



（第三圖）

此圖は使人が左の手にて受人の左の手の肱の處を取り右の手を受人の左の腋下へ入れ開と掛聲を掛けて引き倒す處



（第四圖）

此圖は前の體勢より閉と言ひて引き倒したる處なり、能く使人の手つき足つきに目を認めて見るべし、第四圖より第五圖と體勢の變りを見るべし



（第五圖）

○要門　第一形

此要門も立ちて取るなり、是れを初めに一禮を爲し夫より立ちて向ひ合ふて近より、手つきは此第一圖のごとし又一室の中にて取るなれは各一方より向ひ進みて近よるなり、斯く向ひ合てより互ひに透を見合ひ、受人は左の手を伸べて此第二圖のごとく使人の右の腕を取りて上ぐ、此時尤も圖のごとく股を廣げて脚を開くなり




(第一圖)



(第二圖)

夫よりは此第三図のごとく受人は右の手にて更に使人の右の腕を取り、左の手にて同じ腕首を取り更へ引上げて使人の睾丸を蹴らんとし、使人は睾丸を蹴られまじとて手を以て睾丸を蔽ひながら、前へ體を轉して足をとは次の第四圖のごとくになり、即ち受人が蹴らんとせし右足は使人の右の足の向ふになるなり、尚は此次の第五圖と見合はすべし、第五圖の足つきは此第四圖の足つきと同じ倚て右に記すがごとく使人が睾丸を蹴られまじとて體を轉し、受人の足が向ふへ行きたるとき體勢は



（第三圖）



（第四圖）

此第五圖のごとくにて、受人は使人の右の腕首を左の手にて取り、右の手にて使人の腕の番ひを取り、右の足を使人の右の足へ掛け開と掛聲を掛けて第六圖のごとく、一先づ受人が使人を引き倒すなり、併し是れにて受人が勝を取り使人が負けたるにあらず、此時使人は倒されながら神速に受人の胸を第六圖のごとく左の手にて取り、取るや否や神速に刎起きさま受人を第七圖のごとく刎ね返して倒し、受人が取りたる兩手を放すと同時に又神速に使人は受人の右の腕首を左の手に取りて引伸べ、是れ又同時に右の手を受人の首へ掛け、第七圖のごとく取り伏せて到底は使人の勝、受人の負と變化するなり、



（第五圖）

此圖は受人が使人の右の腕首を左の手にて取り、受人の同じ腕の番ひを右の手にて取り、右の足を使人の右の足の向ふへ掛け、開と掛聲をかけて引き倒したる處なり。

此處は受人が一時使人を引倒したるのみにて勝ちたるにあらず

此圖は使人が右の第六圖のごとく受人に引き倒されながら、神速に左の手にて其引き倒したる受人の胸を取り、受人を左へ引き倒しさま刎ね起きて第七圖即ち此圖のごとくして勝を取る處なり、



(第六圖)

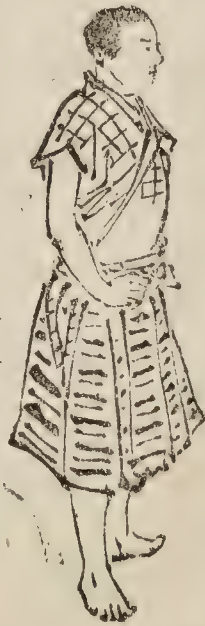


(第七圖)

○要門　第二形

此辺より方は前の要門第一形に同じ、尤も前に一禮することありて、一室の中なれば一方と一方とより此圖のごとく近より向合ふこととなり偖て見合ひて双方透を見すまし受人が左の手にて使人の眉間を撃たんとするを、使人は右の手の腕を曲げて受け、尤も足つきも開くことなり、能く足つきとも此第二圖にて見とめ心得べし此處の受人が右の手にて前を蔽ひたるは睾丸を蹴られんかとの防ぎ





（第一圖）



（第二圖）

なり、夫より使人は神速に左の手にて受人の二の腕を取り、更に右の手にて受人の腕首を取り、此圖のごとく左の足にて受人の睾丸を蹴るがごとくして其足を前へ轉し受人の右の手を尚ほ上へ引き上げ、閉と掛聲をかけて引き倒し、引き倒すや否や使人は右の手は受人の左の腕を持ちたるまゝ、神速に右の手にて受人の胸を取りゝ閉と言ひて取伏せるを受人は尚も使人の眉間を撃たんとす、即ち第五圖のごとし、



(第三圖)



(第四圖)

此時使人は眉間を撃たるゝを避けながら、神速に又開と掛聲をかけ、第六圖のごとく受人の胸を取りたる右の手を伸べて咽喉に當て、左の手を曲げ、其肱にて受人の睾丸を押さんとす、第六圖に受人が兩手にて前を押さへたるは、睾丸を押されまじとするなり、されど使人は斯く胸を取り咽喉を押したることゆゑ絶ゑ入らしむるは自由なり、依て使人は勝ち、受人負となるなり、此處の前の第五圖にては使人の足右へ踏はり左の膝を突きたれども、第六圖にては右の足を投出して踏ばりたり是等の足つきをも、圖の變り毎に能く目を認むべし



（第五圖）



（第六圖）

○要門　第三形

此取方も其取始めは一禮して両方より互に出で向き合ふて近よることは此第一圖のごとし、偖て互ひに見合ひて透を見て後ち、第二圖のごとく双方両足を開き、使人は両手を前の股の處へ集め、受人は右の手を出して挑むなり、此處にて何も互ひに透を見合ひ使人は體を左へ廻はしさま左の手を伸べて受人の脊より左の肩へ掛け、受人は使人の肋三枚へ當てんとす、

此處第二圖より第三圖へ變りたる體勢の變り、能々見るべし、夫より使人は右の手にて受人の胸を取り、開と掛聲を掛けて第四圖のごとくに引き倒すなり、




（第一圖）

此圖は取り始めにて互ひに挑み合ふ處なり、斯樣の場合には凡て目算が肝要なり、斯う來れは斯う、斯う來れは斯うと目算し、尤も機に臨み變に應ぜること肝要なり

柔術を取るには體の轉し方、受け、掛け、當て、蹴込み、拂ひ、投げ、是等に注意すること肝要なり、目算をするには相手が體を右へ轉せは斯う、受ければ斯う、掛けたれば斯う、當てんとすれば斯う、蹴込まんとすれば斯う、拂へば斯う、など目算するなり、斯樣に取はとめの離れ取のやうなものは殊に目算肝要なり、



（第二圖）

此圖は第二圖の體勢より使人は左の手を伸べて受人の脊より左の肩へ掛け右の手にて受人の胸を取りたる處なり

此圖は右の第三圖の體勢より開と掛聲をかけて引き倒し、閉と言ひて取伏せたるところなり



(第　三　圖)



(第　四　圖)

○要門　第四形

此要門の取り方は前の第一第二第三形のごとく向き合ふて近よらば此圖のごとく一禮濟みたる後ち受人が先きになり、使人が後とになり夫より第二圖のごとく使人より受人の襟くびを右の手にて後ろより取り、又第三圖のごとく左の手を腰に當て、力を入れて受人の襟くびを引き締め尚ほ第四圖のごとく右の足を上げ、受人の足に掛けて引き倒さんとし、開と掛聲をかけて第五圖のごとく引き倒し、開と言ひて伏せるを受人も亦た第五



（第一圖）



（第二圖）

圖のごとく左の手にて使人の眉間を撃たんとし使人は之を轉す途端に受人は使人を刎ね返して起上り第六圖のごとく受人より使人の胸を右の手に取りて伏せ左の手にて眉間を撃たんとす使人はこれを轉して立上り、第七圖のごとく使人より左右の手にて受人の両腕を取り、神速に第八圖のごとく使人は受人の右の腕を取りたるまゝ受人の左の腕を取りたる右の手を放し、鋭く右の足を上げて受人の睾丸を蹴り、悶絶させて勝を取るなり


（第三圖）


（第四圖）

此圖は使人より受人の襟くびを取り、足を掛けて引き倒したるを受人は左の手にて使人の眉間を撃ち、起き上らんとする處なり



（第五圖）

此圖は受人が使人を刎ね返し、起き上りて、右の手にて使人の胸を取り、一時使人を取り伏せたる處なり、然るを使人は受人の腕を取りて立上るなり



（第六圖）

此圖は使人が受人を刎ねかへし立ち上りて受人の兩腕を左右の兩手にて取りたる處なり



(第七圖)

此圖は使人が受人の左の腕を取り居たる右の手を放し神速に鋭く右の足を上げて受人の睾丸を蹴る處なり



(第八圖)

○居要門

これは要門のうちなれども坐りて取る要門なるに居要門と云ふ、例のごとく一禮終りて後ち近よりて此圖のごとく居合腰に膝を組みて對坐し互ひに透を見合ひ、先づ受人より兩手を出して使人の兩腕首を取り第二圖のごとくにし、神速に第三圖のごとく受人は取りたる使人の兩手を左右の外より外廻しに指の頭を取りて匕ひ上げ、其匕ひ上げたる手を返して取り直し、受人より第四圖のごとく




（第一圖）



（第二圖）

押し、押し行きてパと放すなり、即ち第五圖のごとし、使手は斯く突き放されて第六圖のごとき體勢になり、受人は神速に右の腕を伸ばし使人の睾丸を突かんとす、（第六圖を見るべし）然るを使人は之を轉して起き上り第七圖のごとく右の手を受人の右の肩に掛け左の手にて受人の右の腕首を取り、右の脚を受人の右の脚の向ふへ掛け、左の膝を突き、開と掛聲をかけて第八圖のごとく引き倒し、右の手にて受人の腕の番ひを取り、又神速に其手を放して第九圖のごとく胸を取り、左の手を押さへ、是れにて使人は勝を取るなり、此九段、何れの圖の變りにも體勢及び足つきに能々目を認むべし、



（第三圖）

此圖は受人より指を持ちて取上げたる使人の兩手を向ふへ押して放し使人に尻餅をつかせ仰向けに轉がさんとするところなり



第四圖

此圖は前の第四圖のごとく受人より使人の兩手を押し行きゝパと放したるところなり

使人は放されたる拍子に尻餅を突きて第六圖のごとくなるところ



第五圖

此圖は使人が受人より兩手を放され、其拍子に體の重点を失ひ、尻餅を突くや否や仰向に轉びたるを受人は右の手にて使人の睾丸を締めんとし、使人は素早く之を轉して起き上る處

此圖は使人が起き上りて右の手を受人の肩へ掛け、左の手にて受人の右の腕首を取り、右の足を受人の右の足へ掛け、掛聲かけて引き倒す處



（第六圖）



（第七圖）

此圖は使人が受人を引き倒し、受人の右の腕首は引き倒す時より左の手にて取りたれど、引き倒してより右の手にて、受人の同じ腕の番ひを取りたる處なり



（第八圖）

此圖は使人が受人の左の手の腕の番ひを取りたる右の手を放し、神速に胸を取り更へ、左の腕首を取て動かせず、右の膝を突き左の足を投出して蹈ばり、閉と言ひて受人を取り伏せたる處なり、斯くすれば受人を絶入らすは容易なり、



（第七圖）

○柄捌　第一形

柄捌は刀を帯したるとき、我が刀を執りて寇する者を防ぎ、或は仕留むるに用ゐる術なり、故に立つも坐するもあり、今は刀を帯にさゝず、されど劍を釣り、仕込杖を携ふることあり、是等の心得にもなるべし、此形は例のごとく一禮終りて後ち使人は刀を帯して先きに立ち行き受人は後より行きて下の圖のごとく刀を鐺を左の手を向ふにし、右の手を前にして取り力に任せてグッと押し上げ使人を押し倒して勝を取らんとす、使人は押し倒さるゝまでもなく、拔て斬らんとして柄へ手を掛く、併し鞘を上げらるゝことゆゑ、拔けてはならじとて初めは圖のごとく柄へ左右の両手を掛け居るなり、然るに第二圖のごとく受人は



（第一圖）

益々鐺を取て鞘を上げ、使人は尚も両手を柄に掛け猶豫ひ居り、最う好いと思ふ頃左の手にて鯉口を握り、右の手にて柄を持ちたるまゝ第三圖のごとく逆に持ちスと抜くや否や、素早く後ろの受人を突く、受人も亦た素早く圖のごとく體を右へ轉して突かるゝを避け、第四圖のごとく後ろに出でたる刀の切先を除け、神速に右の手を


（第二圖）


（第三圖）

使人の右の肩へ掛け、同時ニ左の腕首を取り、右の足を使人の左の足に掛け、閂と掛擘を掛けて第五圖のごとく引き倒し、使人の左の腕を取りながら、右の手にて眉間を撃ちて絶ち入らすなり、尤も此時拔刀は圖のごとく地上に落つるなり、これは受人の勝にて不心得の者なれば第二圖第三圖の間にて突き留めらるゝなり、心得あれば斯様に勝を取るを得るなり、


（第四圖）


（第五圖）

●柄さばき　第二形

これは前の第一形のごとくに立たせ、坐して捌くなり、受人は先づ使人の刀を抜き取り、使人を斬らんとす、即ち此第一圖のごとく受人は使人の透を窺ひ居るなり、透ありと見るや否や受人は次の第二圖のごとく右の膝を立て、右の手を向ふにし左の手を前にし使人の刀の柄を取りて引抜かんとし、使人は抜かせじと鍔元に左の手を掛け、右の手を右の膝に握り拳にして突き、抜かすまじと拒み力を入れて腰を引き右の手を掛けて受人の兩手を放させ、第三圖のごとき體勢と爲り、續いて受人は第四圖のごとく兩手を伸べて使人の兩腕首を取り、夫より受人は第五圖のごとく引廻しに使人の兩腰を匕ひ上げ、夫より使人は右の掌を伏せて受





（第　圖）

人の左の腕首を取り、受人の右の腕首も左の掌を返して取り、凡て第六圖のごとくし、次に神速に第七圖のごとく立てたる膝を伸べて踏ばり左の膝を突き、第六圖にて右の手にて受人の左の手先を取りたる手を伸べ、第七圖のごとくに持ち、左の手にて持ちたる受人の左の手を引き右の手を受人の頸に掛け、閉と言ひて引き倒し取伏せて動かせず、夫より神速に第九圖の虚点線のごとく拔打に首を斬るなり、此九段の變化の速かなるに心を潛むべきなり、



（第二圖）

此圖は受人が使人の刀の柄を両人にて取り、拔き取らんとするを使人は然うはさせじと、拔かせじとし、刀を反らし、腰を引き、右の手を柄に掛けて拒み、受手は遂に両手を放したる處なり、使手の方は刀を反らし、柄に両手を掛け、右の膝を立て、左の膝を突き、受人は又両手を膝に置き、右の膝を立て、左の膝を下げたる體勢、能々目を認めて見るべし夫より受手が使手の両手を取りたるは、使手に於て刀の反りを刳り廻す間に受手は両手を伸べて第四圖のごとく使手の両手首を取りたるものなり



（第三圖）

此圖は使人が受人より取られたる刀の柄の両手を放させ、續いて受人より両手にて、己の両腕首を取られたる處なり、此體勢の使人が右の膝を立て、左の膝を突き、受人は右の膝を上げ左の膝を下げたるところ能々目を認むべし

此處の受人が使人の両手を取りたるは先手を掛けたるやうなれど、是より第五圖第六圖と使人の手の取り方巧みなるが故に受人は到底勝つことを得ざるなり



（第四圖）

此圖は受人が両手にて使人の両手を取り、外まはしに匕ひ上けたる處なり、双方の力の入れ矩合と足つきに能く目を認むべし此圖にて見れは受人が勝を取るやうに思はるれど次の第六圖の使人の手の取り方の巧みなるを見るべし



(第五圖)

此圖は別に双方の手の取合ひの矩合を顯はし示すなり、此圖の右より出でたる手は使人の手にて左より出でたる手は受人の手なり、使人が受人より第五圖のごとく取られ



(第六圖)

たる手を手先の刎り廻し一ッにて第六圖のごとく取り返すは餘ほど巧みなるものにて手先巧手なり、獨稽古をするものは第六圖の手の取り矩合に心を用ゐ常に能々取り習ふべきことなり、

使人が第六圖のごとく器用に受人の左の手先を取りたるは第五圖のごとく使人が受人より取られたる右の掌を伏せて受人の左手先を取り、又受人に取られたる左の手にて受人の右の腕首を取り返すは其手首を受人の右の手の内側、卽ち受人より見る左、使人より見る右へ沈ませ、くるりと手首を受人の手の外側、卽ち使人より見て受人の手の左へ返し出し、出すや否や素早く受手の腕首を握るなり是等は習熟し置くべきことなり、



（第七圖）

此圖は右に段々述べたるごとく使人が巧みに受人の両手を取り、取りたるうちの左の手は放さず、開と掛聲を掛けて引き倒したる處なり、使人が右の膝を突き、左の足を投げ出し、左の手にて受手の左の手首を取り、右の手を受手の首際へ掛けたる處、其體勢を能々目を認めて見るへし受人は斯樣に取り伏せられたるときは如何ともすること能はず、起き返る間も無きなり



（第八圖）

此圖は前の圖のごとく、使人が受人の左の腕首を取り、右の手を受人の首際へ掛けて引き倒し、閉と言ひて取り伏せてより、受人が起き返る間もあらせず開と掛聲をかけ拔打に虚点線にて描きたる両手のごとく両手を上げ虚点線の路すぢのごとく神速に斬下すなり、虚点線は斬下す路すぢなり、透ありてはならず、凡て神速にすべきことなり、



（第九圖）

〇柄さばき　第三形

此圖は一禮終りて使人と受人と近より、對ひ合ひ、受人より使人の透を見る處なり、使人は圖のごとく右の膝を立て、左の膝を突き、右の手を右の膝に置き、左の手にて刀の鯉口の處を持ち、受人は蹲踞みて両手を膝に置き使人の刀の柄を取らんとするなり、夫より第二圖のごとく受人は使人の刀の柄を右の手を向ふにし、左の手を前にして両手にて取り、刀を引き抜かんとし、使人は抜かせまじとし、右の手にて受人が取りたる左右の両の手の間を握り、刳り廻して刀を反らし上げ、第三圖のごとくし、受人が充分に力を入れたるを見すまし、第四圖





(第一圖)

のごとく衝と突させて倒し、透かさず第五圖のごとく拔うちに斬るなり第四圖第五圖に能く目を認むべし

右の第二圖は受人が使人の刀の柄を兩手にて取り、拔き取らんとする處にて此第三圖は使人が拔かすまじと受人が取りたる左右の兩手の間を右の手にて取り、刀をねぢて反らし持上げたる處なり、膝つき足つき能く見るべし


（第二圖）


（第三圖）

此圖も前の第三圖のごとく、はぢ上げたる刀の柄の力の入りどころを、使人は力を入れて突き放し、受人を倒したる處なり
此圖の使人の意氣込み、刀の鞘の反りたるところ、柄を持ちたる両手に力の入りたる處右の膝を立て左の膝を突きたるところ、受人の倒れたる倒れ矩合、能々目を認めて見るべし
夫より刀の反りを戻し、拔打に斬ること如何にも神速にすべし、透あれは受手は起き返るべし尚ほ第五圖を見るべし、



(第四圖)

此圖は第四圖のごとくなりたるを以て素早く拔打に一刀の下に斬る處なり



（第五圖）

虚点線にて描きたる両手と刀は振上げて斬下すまでの位置を示すなり又矢の根の付きたる虚点線は斬下す路すじなり

取方五通りの形は既に述べたり然るに中身活の法も知らずはあらざ、依て左に此法をも附すべし

一高き處より誤つて落ちて氣絶し、其他種々の原因にて氣絶したる人あるときは直ちに其場に於て第四の活法を以て戻すなり

但し右の活法を用ゐるにも餘り時間の經過したるは其効力なし、普通の事にて氣絶したる者は此活にて助かるべし

一凡そ相手の陰嚢を握りたるときは其握りたる手の緩め方に注意すべし其場に於て陰嚢を握りたる手を直ちに緩めぬやう自然にドリドリと凡そ三分間ほどの時間を掛けて取除くべし、然すれば陰嚢を握られたる人には何の別條も無し、若し握りたる手を直ちに緩むるときは握られたる者は其場にて氣絶するなどもあり又其場合によりては死に至らしむることありと右は心に掛けて愼むべし、右に三分間といひたれど成べくは閑を入れて緩むべし

○腮外し

凡て腮の外るゝは欠びし伸びし或は近火に驚き

などしたるとき、度々外るヿものなり、若し腮の外れたる人あるときは、後ろより腮を持ち首を下ぐる氣味合にて押嵌むるなり、又我が腮なれば右の如く首を下ぐる氣味合にて自ら押はむるべし

但し他人の腮を嵌むるときは舌を噛さぬやう能々注意すべし

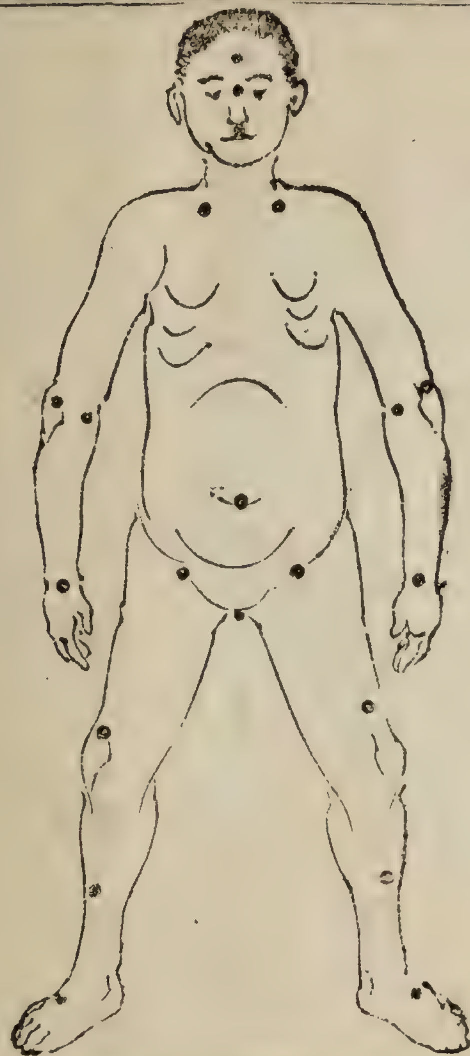
左の第一圖第二圖は腮を嵌むる時の坪なり



腮外し第一之圖

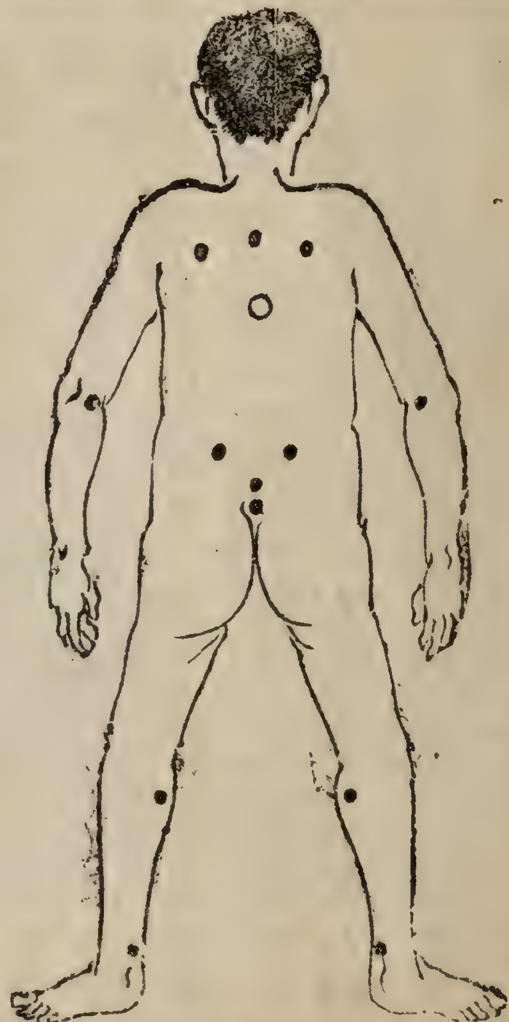


腮外し第二之圖



中身急處之圖

急處活之圖



右の前面姿、後面姿は中身急處の圖なり、活の入れ方は左に記するごとし

一 平常の戯れ或は喧嘩口論などを爲し人を打つことは誠に惡しく人を氣絶さするやうの場合に至れば其罪輕からぬ罪人となり或は信用を失ひ或は親族までも恥辱を與へ誠に愚なることなり之に反して是等の法を心得、人を助くるは美事なり」

一 左の圖に示す所の活を入るゝには、圖のごとく氣絶したる人を抱起し、其人の後ろへ廻

り、充分に胸先を撫で下し、左の手にて後ろより咽喉を抱き、左の足の膝頭にて右(サソイノ活)を呼吸を極めて押すべし但し右の手にて押しても宜し此左の手にて抱きたる咽喉を抱上ると右の活と膝頭或は右の人にて押すとき、左手と膝頭と前後せぬやう一時に開閉と氣合を掛けて入れるべし



一井戸、又は川、總て水中に落入たる人のあるときは直ちに引上げて坐らせ、後ろより抱き、其人の腹を下より上へ逆さ擦り上るなり、但し三度も五度も十度も擦り上ぐべし、然すれば其人我れ知らずに水を殘らず吐くなり、充分水を吐かせたる後に火を焚て暖むべし、此暖むるところに其人の後ろへ廻り脊筋の活を握拳にて力を入れて打つべし活は第四を見るべし然すれば其人初めて氣が附くなり、偖て活を入れたれば直ちに其人の胸先を上

より下へ撫下すべし、併し餘り時間の經過たる人は活の効力なし、

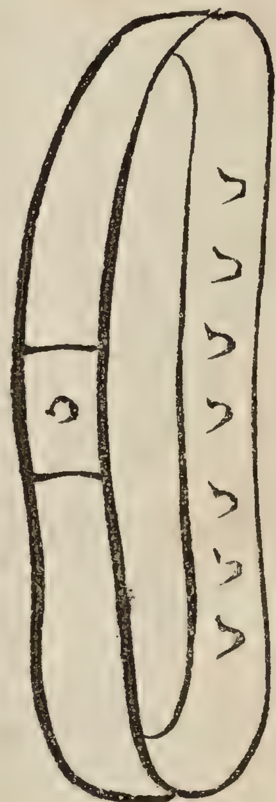
一 道端或は屋内何處にても癪にて苦む者あるときは其場にて素人所爲に抱へ起して兩足を折り曲げ反り返らぬやうにするは苦む人の筋骨に痛を生じ極々惡しき事なり、若し癪の爲に苦む人を見るときは其人を俯伏せに臥させ其兩足を揃へて延ばし、其上に馬乘に跨り、左右の親指を以て第四の活所を充分に力を入れて凡そ五分間ほど押ゆべし、若し親指に力なきときは手を握りて抑ゆるも宜し、但し押ゆるときは脊筋の骨の兩脇を抑え、成べく骨を抑えぬやう注意すべし



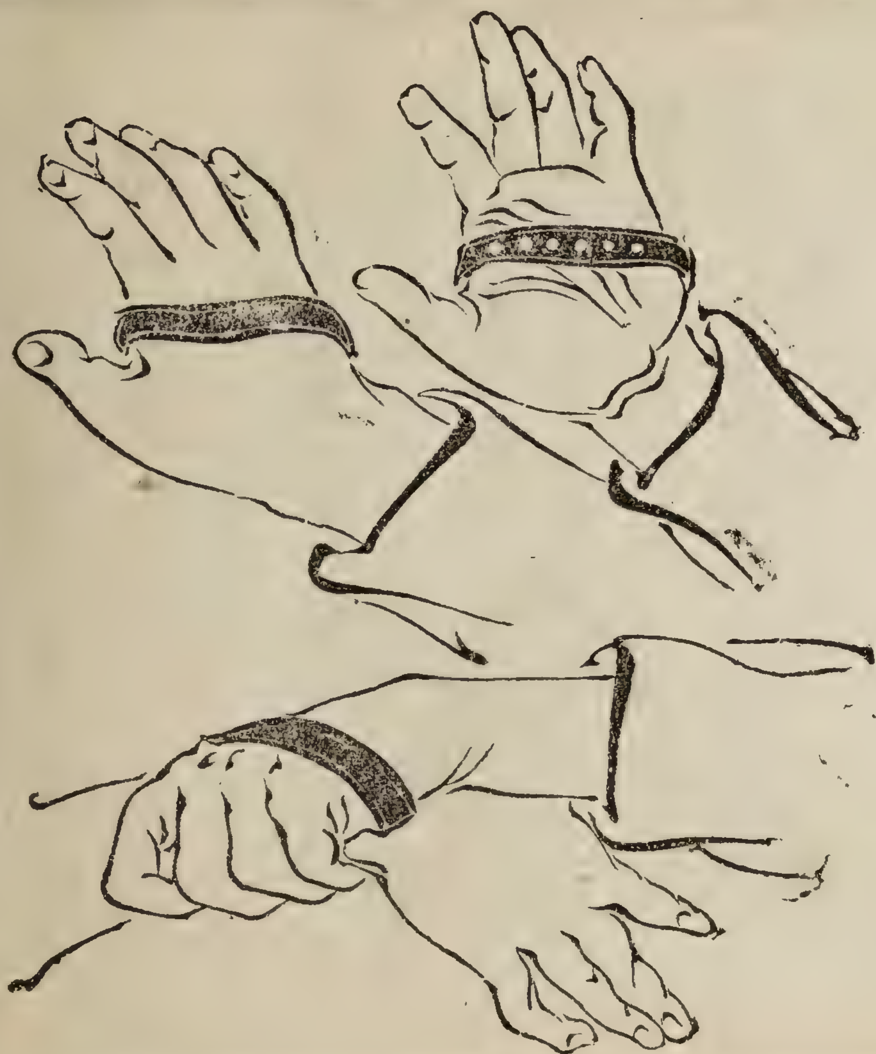
右の活法を常に心がけ置くときは多くの人を助くることを得べし

因に重寶なる柔術取方を一二を記すべし

○取手抓



右に圖する器械は鉄なりとも眞鍮なりとも適宜の地金にて造るべし、左の圖は器械を嵌たる圖也



此器械を右なりと左なりと適宜の掌に嵌むべし尤も肬は掌の方に廻し其手にて右の圖のごとく相手の腕首を手の脊の方より握るなり、斯くすれは握られたる者總身に痛みを生じ、其身自由ならず、依て如何なる素人にても强力ある悪者を容易く縛するを得べし、縛せずとも握りたるまゝ最寄の派出所へ連れ行くも自在なり、道中往來をするときには極必要の護身器なり

○局外別傳後抱捌形

下の第一圖のごとく後ろより抱しめたる者あるときは直ちに身分の足を第二圖のごとく割ひろげて身を屈め沈むべし、斯くすれは後ろより抱きたる者の手は自然と咽喉下まで下るべし其下りたる手を抱かれたる者は先づ圖のごとく握り、右の手に



（第一圖）



（第二圖）

握りたる方を放ち、左の手にて握りたる方に力を入れ、我身を前に屈むるなり、然すれば抱きたる後の人は第二圖より此第三圖へ更るがごとく向ふへ投げらるゝなり




（第三圖）

○腕取り

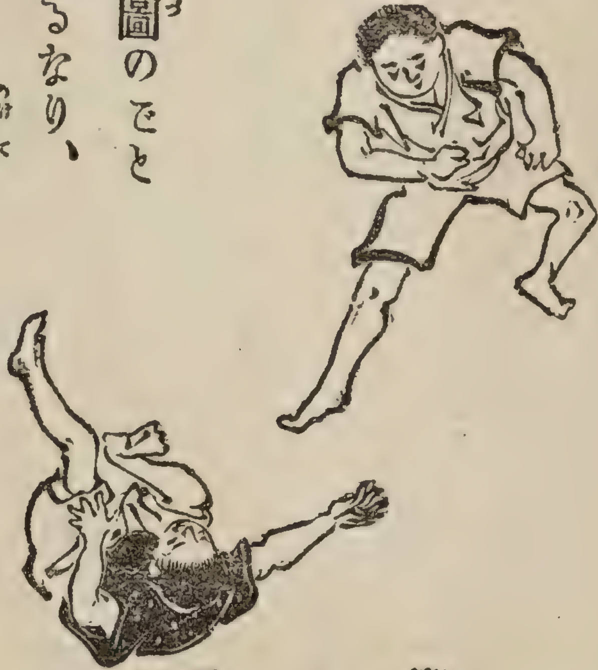
第一圖のごとく黑襦袢を着たる受人の方の手を白き襦袢を着たる使人の方より取り、手早く其身を黑の受人の方の左へ廻り次の第二圖のごとく締め上ぐべし此締め上げ方は白の使人より左の手にて黑の受人の左の手を取り、受人と同



（第一圖）

樣に左の方に立並び、右の手にて受人の手を上より下へ抱へ、其手先にて自分が先きに受手の腕首を握りたる我が手首を抓むなり、斯くすれば受人は第二圖のごとく其身は浮身となり、使人は此時右の足を受人の前へ延ばし此第三圖のごとくに向ふへ投るなり、右に記すがごとく受人の前へ使人の足を出せは受人を向ふへ投るなれど使人が右の足を受人の向ふへ出さずして後ろへ出せは後ろへ倒すことにて、此時は後ろへ倒すこともあるなり、


（第二圖）


（第三圖）

左の歌は柔術の奥義を詠みたるものなり深く心得となるべきものを掲ぐるなり、歌の眞意を能々味へば柔術を取るに於て大に益を得べし

○柔術心得歌

「ひ」とたびば
尋入らざは
なか〳〵に
ふかき紅葉の
色は見ましや

「場」と位
はなれて敵に
身をわたせ
前後を見ずに
一投にせ「よ」

「山みちも
通れば通る
世のならひ
直なる道を
直にゆくべし

「敵を見て
山さな見るな
見おろせよ
たゞおさまりて
平かに打て

「精神と
念とこぶしと
一にして
足ぶみ規矩を
はなさずに投げ

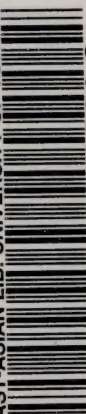
「わが流を
教のまゝに
直にせば
所作鍛練の
人に勝つべし

柔術極秘圖解終



大正二年一月十五日印刷
大正二年一月二十日第二十版

編輯者 岡崎外太
大阪市南區心齋橋一丁目五番邸
發行者 名倉龜楠
大阪市南區末吉橋通四丁目十六番地
印刷者 井下幸三郎
大阪市南區心齋橋南詰東へ入
發賣所 名倉昭文館
電話南一一〇五番
振替口座大阪二二五六〇番


EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 09210211 0